

令和6年4月30日

特定商工業者 各位

柏商工会議所 総務課

法定台帳提出依頼文書の不足について（お詫び）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当所より4月26日に発送いたしました「特定商工業者法定台帳」の文書につきまして、鑑文書がお送りできていないことが判明いたしました。

つきましては、早急にFAX・メール等でお送りさせていただいておりますが、鑑文書を必要とされる事業者様におきましては、再度郵送させていただきますので、お手数ですが下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

取り急ぎ、書中をもってお詫び申し上げます。

敬具

【本件に関する問合せ先】

柏商工会議所 総務部 総務課 TEL04-7162-3325

柏商発第 46号

令和6年4月吉日

特定商工業者 各位

柏商工会議所

会頭 小田山 博史

特定商工業者 法定台帳のご提出について(お願い)

拝啓 新緑の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当所の運営につきましては格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、商工会議所では地区内の商工業の状況を把握するため、法律(商工会議所法第10条)により下記基準に該当する特定商工業者(当所会員・非会員問わず)の法定台帳を作成することが義務付けられております。また、下記基準に該当する特定商工業者には、商工会議所への事業内容等の登録が義務付けられております。

法定台帳は、商取引の照会、証明・鑑定・商工統計資料の作成ほか、災害時等における貴重なデータとして幅広く活用するものです。

つきましては、当制度をご理解いただき、別紙「特定商工業者法定台帳」をご提出いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 特定商工業者該当基準

本年4月1日現在において柏市内に引き続き6カ月以上、本社をはじめ支店・営業所・事務所・工場など事業場を有する

商工業者で次のいずれかに該当する法人または個人

- ① 本年4月1日現在における本商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人)以上である者
- ② 昨年4月1日現在における資本金額または払込済出資総額が300万円以上である者

2. ご提出方法

FAXの場合	04-7162-3322
E-mailの場合	tokusho@kashiwa-cci.or.jp

3. ご提出期限

令和6年6月28日までに上記いずれかの方法にてご提出ください

4. 問合せ

総務課 ☎04-7162-3325

裏面特定商工業者法定台帳記入例に続く

特定商工業者法定台帳

記入例

— 令和6年4月1日現在 —

特商コード【12345】* 当年度事業内容の更新は必須です

シヨウゴウ カシワエイギョウシヨ		
事業所名称 株式会社 桐工 柏営業所	金	
カシワ 本 ハナコ	登録名	
代表者名 結 太郎 花子	代表取締役	
〒277-0011		
所在地 柏市東上町7-18		
(TEL) 04-7162-3311	(FAX) 04-7162-3322	
事業内容 建設・製造・卸売・小売・サービス・その他()		
(営業科目) ●●●●●		
資本金額または 払込出資金額 (前年度から変更が) 無、有	※変更がある場合はのり記入 0万円	
現地開業年月日 令和5年4月1日(令和5年4月1日以前から移転した場合は記入)	年 月	
従業員数	3 社 人	
※従業員数にパート・アルバイト・個人事業主等は含まれない(注)	当法事業所 人	

A

B

《注意事項》

A

- ・訂正箇所がある場合は二重線で消し、余白に正しい情報をご記入ください
- ・ご印鑑は社印・代表者印、またそのどちらかを押印してください(認印可)

B

事業内容

異なる事業を複数行っている場合、主体としている事業をご記入ください

現地開業年月日

昨年度(令和5年4月1日)以降移転等が発生した場合はご記入ください

※初めてご提出される方は必ずご記入ください

従業員数

役員およびパート・アルバイト、個人事業の方は生計を一にする家族従業員を除いた人数

以上